

〔第一問〕 - 50点 -

問 1 (1)

基準期間における課税売上高が 1,000万円以下であっても、納税義務が免除されないケースについて問われました。まず、項目をあげて、20分程度でバランス良くまとめる必要がありました。

第9条第1項（小規模事業者に係る納税義務の免除）

事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が 1,000万円以下である者については、第5条第1項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

（解答例） ※ 答案作成にあたり、条文番号の記載は不要です。以下、同様。

次の各場合の課税期間については、消費税法第9条第1項の規定が適用されずに、課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについて納税義務が課される。

1. 課税事業者の選択（9Ⅳ）

小規模事業者に係る納税義務の免除の規定により消費税を納める義務が免除される事業者が、「課税事業者選択届出書」をその納税地の所轄税務署長に提出した場合には、その提出をした日の属する課税期間の翌課税期間（提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間の場合は、提出した日の属する課税期間）以後の課税期間中に国内において行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。なお、基準期間における課税売上高が1千万円を超える課税期間である場合には、この規定は適用されない。

2. 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例（9の2Ⅰ.Ⅲ）

個人事業者のその年又は法人のその事業年度の基準期間における課税売上高が1千万円以下である場合において、その個人事業者又は法人のうち、その個人事業者のその年又は法人のその事業年度に係る特定期間における課税売上高が1千万円を超えるときは、その個人事業者のその年又は法人のその事業年度における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

この場合、特定期間中に支払った支払明細書に記載すべき一定の給与等の合計額を特定期間における課税売上高とすることができる。

3. 新設法人の納税義務の免除の特例（12の2Ⅰ.Ⅱ）

- 1) 新設法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。
- 2) 新設法人が、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間（簡易課税制度の適用を受ける課税期間を除く。）中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合には、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日から3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

4. 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例（12の3Ⅰ）

特定新規設立法人は、その基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

5. 高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例（12の4Ⅰ）

(1) 高額特定資産の場合

事業者（免税事業者を除く。）が、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に、国内に

おける高額特定資産の課税仕入れ又は高額特定資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取りを行った場合には、その課税期間の翌課税期間からその仕入れ等の日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

(2) 自己建設高額特定資産の場合

事業者（免税事業者を除く。）が、簡易課税制度の適用を受けない課税期間中に、国内における自己建設高額特定資産の建設等に要した費用の額が1千万円以上となった場合には、その1千万円以上となった日の属する課税期間の翌課税期間からその自己建設高額特定資産の建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、納税義務は免除されない。

参照； 2018年合格目標 暗記条文 問題6.7.12～14

問 1 (2)

確定申告書の提出期限について問われました。

問 1 (1)とともに、スタンダードな出題で、普段の努力が報われる問題でした。

(解答例)

1. 原則（法45Ⅰ）

事業者（免税事業者を除く。）は、課税期間ごとに、その課税期間の末日の翌日から **2月以内**に、一定の事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。

ただし、国内における課税資産の譲渡等（特定資産の譲渡等及び輸出免税取引を除く。）及び特定課税仕入れがなく、かつ、差引税額がない課税期間については、この限りでない。

2. 提出期限の特例**(1) 個人事業者の特例（措法86の4Ⅰ）**

個人事業者のその年の12月31日の属する課税期間の確定申告書の提出期限は、その年の翌年の3月31日とする。

(2) 個人事業者が提出期限までの間に死亡した場合（法45Ⅱ）

申告書を提出すべき個人事業者がその課税期間の末日の翌日から **その提出期限**までの間に申告書を提出しないで死亡した場合には、その相続人は、その **相続の開始があったことを知った日の翌日**から **4月以内**に、確定申告書を税務署長に提出しなければならない。

(3) 個人事業者が課税期間の中途において死亡した場合（法45Ⅲ）

個人事業者が **課税期間の中途において死亡**した場合において、その者のその課税期間分の消費税について確定申告書を提出しなければならない場合には、その相続人は、その **相続の開始があったことを知った日の翌日**から **4月以内**に、確定申告書を税務署長に提出しなければならない。

(4) 清算中の法人の残余財産が確定した場合（法45Ⅳ）

清算中の法人の残余財産が確定した場合には、その **確定日**の属する **課税期間の末日**の翌日から **1月以内**（その翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）に、確定申告書を税務署長に提出しなければならない。

参照； 2018年合格目標 暗記条文 問題37

問 2 (1)

港湾施設内に臨時で輸出物品販売場を開設した事業者が、輸出物品販売場における免税の適用を受けるために必要な手続きについて問われました。最大手の専門学校の暗記条文集にも、「輸出物品販売場許可申請書」、「事前承認港湾施設承認申請書」、「事前承認港湾施設に係る臨時販売場設置届出書」といった名称は使用されていないので、重要性の低い申請書類等の名称を暗記しておく必要はありません。従って、本問では、輸出物品販売場における免税についての概要を記述した上で、問題文に「Aの店舗は輸出物品販売場の許可を受けていない。」とあるので、この許可の申請について触れておけば最低ラインはクリアということになります。

(解答例)

輸出物品販売場を経営する事業者が、非居住者に対し、免税対象物品で、輸出するため一定の方法により購入されるものの譲渡（非課税とされるものを除く。）を行った場合には、当該物品の譲渡については、消費税が免除される。

本問において、Aが港湾施設内に臨時で開設する輸出物品販売場について、上記の免除を受けるためには、Aは、次の手続きを行う必要がある。

1. 輸出物品販売場の許可に係る申請（法 8 VI）

輸出物品販売場とは、非居住者に対し、一定の物品を免税で譲渡できるものとして、その納税地の所轄税務署長の許可を受けた販売場をいう。従って、Aは、その許可に係る申請を行う必要がある。

2. 事前承認港湾施設の承認に係る申請（法 8 IX）

Aは、輸出物品販売場を開設する港湾施設について、あらかじめその納税地を所轄する税務署長事前承認港湾施設としての承認を受けるための申請を行う必要がある。

3. 事前承認港湾施設内に開設する臨時販売場に係る届出（法 8 VIII）

Aは、臨時販売場を設置する日の前日までに、当該臨時販売場を設置しようとする期間その他一定の事項を記載した届出書に一定の書類を添付して、その納税地を所轄する税務署長に提出する必要がある。

参照； 2018年合格目標 暗記条文 問題5

問2(2)

第68回の本試験の中では、最も難しい問題です。国外事業者から受けた消費者向け電気通信利用役務の提供を受けた場合、当該役務の提供を行った国外事業者が「登録国外事業者」である場合には、仕入税額控除を受けることが出来る、とういことは思い出せても、登録国外事業者のとなるための具体的な手続きまでは、記憶していなかったのではないのでしょうか。それもそのはずで、登録国外事業者の登録申請手続きは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第39条第2項」、及び「消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年財務省令第27号）附則第3条」を手続き根拠としているため、受験生としてはパスしたくなる論点です。

本問のような、いわゆる難問は、概要を丁寧に記述して、上手くやり過ごすことを心掛けて下さい。

(解答例)

国外事業者から「消費者向け電気通信利用役務の提供」を受けた場合には、経過措置により、当分の間、当該役務の提供に係る課税仕入れについて仕入税額控除が制限されるが、当該役務の提供を行った国外事業者が登録国外事業者である場合には、当該登録国外事業者から受けた「消費者向け電気通信利用役務の提供」に係る課税仕入れについて仕入税額控除を行うことができる。

従って、Bが提供するサービスを受ける日本国内の課税事業者が当該サービスの提供について消費税額の控除を受けることができるようにするためには、登録国外事業者の登録申請手続きが必要となる。

1. 登録国外事業者の登録申請

登録国外事業者として登録を受けようとする国外事業者は、登録国外事業者として登録を受けようとするとき、一定の添付書類とともに、登録国外事業者の登録申請書を納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出する必要がある。

2. その他の手続き

Bが登録国外事業者となるためには、Bは消費税の課税事業者であることが要件とされている。Bは平成29年1月に資本金1,000万円未満で設立されており、平成30年度において、基準期間における課税売上高及び特定期間における課税売上高は存在しないため、平成30年12月末までに「課税事業者選択届出書」を提出する必要がある。

また、Bは、日本国内に事務所等がないため、消費税に係る税務代理人、及び納税管理人を定めておく必要がある。

問 2 (3)

消費税の中間納付義務のない者が、その者の希望により中間申告する場合の手続きについて問われました。事前にはしっかり準備しておく類いの問題ではありませんが、テキスト等を書いてあったことを思い出しながらか解答すれば、合格点を狙えたはずで

(解答例)

1. 任意の中間申告書を提出する旨の届出手続き（法42Ⅷ. 施規20の2 I）

個人事業者の場合、前年の消費税の年税額（注：地方消費税を含まない金額）が48万円以下の事業者は、六月中間申告書の提出を要しない。ただし、この場合であっても、任意に中間申告書を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間から、自主的に中間申告・納付することができる。従って、本問の場合、今年の6月30日までに「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地を所轄する所轄税務署長に提出する必要がある。

2. 仮決算による申告（法43）

本問では、「半年分について、その期間の売上げ、仕入れ等、取引金額に応じた納税を行う」ことから、前期納税実績に基づく方法に代えて、「中間申告対象期間」を一課税期間とみなして仮決算を行い、それに基づいて納付すべき消費税額及び地方消費税額を計算することになる。

なお、この場合、計算した税額がマイナスとなっても還付を受けることはできない。また、仮決算を行う場合にも、簡易課税制度の適用を受けることが出来る。

問2(4)

簡易課税制度の適用をやめる場合に関する宥恕規定について問われました。暗記条文の重要性ランクの高い論点なので、しっかりとした答案を作成できた受験生が多かったと思います。

(解答例)

1. 簡易課税制度の適用をやめる場合（法37V. VI. VII）

「簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、簡易課税制度の適用をやめようとするときは、「簡易課税制度選択不適用届出書」をその納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。「簡易課税制度選択不適用届出書」の提出があったときは、その提出があった日の属する課税期間の末日の翌日以後は、「簡易課税制度選択届出書」は、その効力を失う。

従って、3月決算法人が簡易課税制度の適用をやめる場合には、当課税期間開始前に「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出しておく必要があるため、原則として、当課税期間の課税売上高が5千万円以下である場合には、簡易課税制度を適用して申告する必要がある。

2. 宥恕規定（法37. 令57の2）

ただし、災害等のやむを得ない事情があるため、「簡易課税制度選択不適用届出書」を簡易課税制度の適用をやめようとする課税期間の初日の前日までに提出できなかった場合において、その納税地の所轄税務署長の承認を受けたときは、「簡易課税制度選択不適用届出書」を課税期間の初日の前日までにその納税地の所轄税務署長に提出したものとみなされる。

本問において、課税期間の初日までに「簡易課税制度選択不適用届出書」を提出できなかったのは、予想し得ない火災の発生によるものであることから、税務署長の承認を受けたときは、簡易課税制度を適用せずに申告を行い、消費税の還付を受けることができる。

3. 翌課税期間以降の簡易課税制度の適用について（法37 I . 37 III 三）

事業者（免税事業者を除く。）が、その納税地の所轄税務署長に基準期間における課税売上高が5千万円以下である課税期間について、「簡易課税制度選択届出書」を提出した場合には、その提出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間については、簡易課税制度が適用される。

従って、翌課税期間以降に簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、当課税期間の末日までには、「簡易課税制度選択届出書」を提出する必要がある。

なお、当課税期間に購入した事業用設備の取得原価は850万円（税込み）であり、1,000万円（税抜き）未満であることから、高額特定資産に該当せず、高額特定資産の仕入等を行った場合の簡易課税制度選択届出書の提出に関する制限は受けない。

[第二問] - 50点 -

問1 (20点)

I 納税義務の有無の判定及び簡易化税制度適用の有無の判定

区分	金額	計算過程
基準期間の課税売上高	46,063,783円	<p>[納税義務の有無の判定] ② (単位:円)</p> <p>(1) 課税売上 $35,659,101 - 4,678,450 + 1,253,225 + 25,064 = 32,258,940$円</p> <p>(2) 免税売上 4,678,450円</p> <p>(3) $(1) \times \frac{100}{108} + (2) = 34,547,838$円</p> <p>(4) $(3) \times \frac{12}{9} = 46,063,783 > 10,000,000$円 ∴ 納税義務あり</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 他校の解答速報は、解答が分かれています。 46,063,783円としているのが3校 46,063,776円としているのが3校 </div>
簡易課税制度の適用の有無	(有)・無 <small>いずれかに○をつけること</small>	<p>[納税義務の有無の判定] ①</p> <p>(1) 届出書の提出あり</p> <p>(2) $46,063,783 \leq 50,000,000$円 ∴ 適用あり</p>

H28. 7/21~H29. 3/31 (8月10日 → 9月)

不課税売上	非課税売上	免税売上	課税売上
X	居住用家賃 3,533,996	4,678,450	商品売上 35,659,101
	駐輪場代 △ 25,064		売上値引 △ 0
	3,508,932	輸出売上 △ 4,678,450	
		事務所家賃 1,253,225	
		駐輪場代 25,064	
		32,258,940	

Ⅱ 課税標準額に対する消費税額の計算

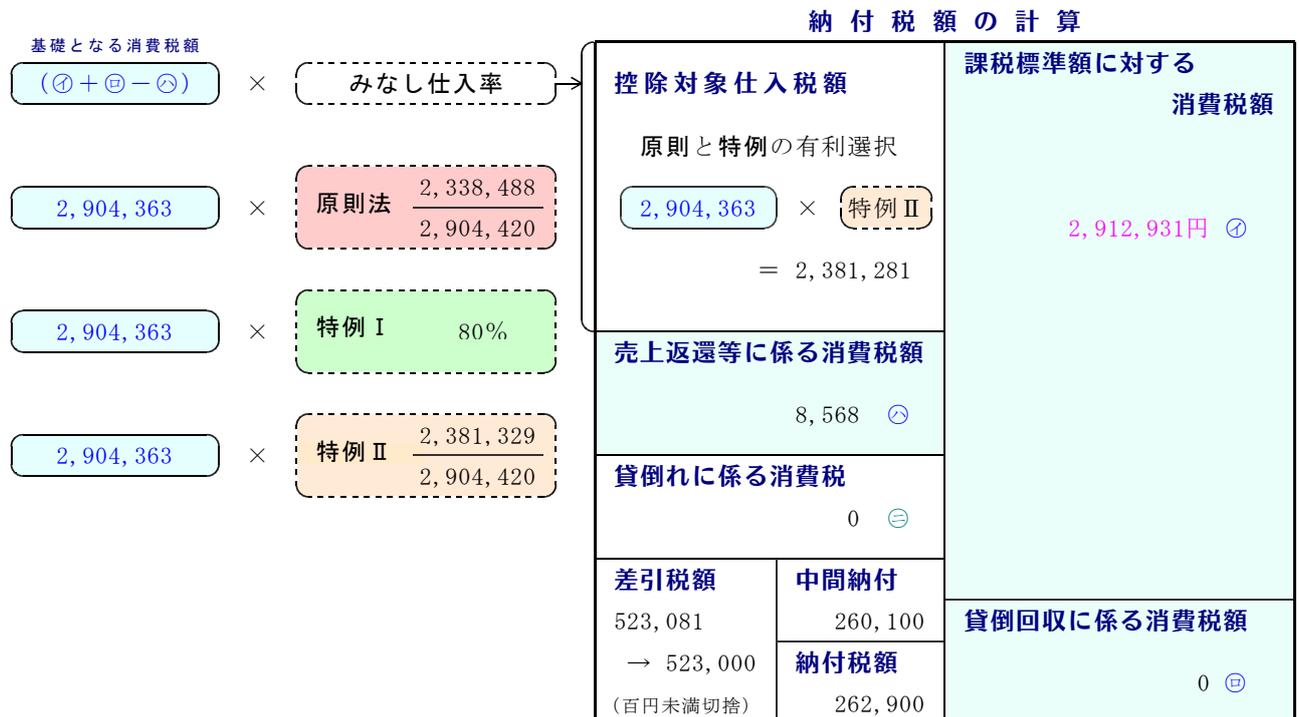
区 分	金 額	計 算 過 程
課税標準額	46,237,000円	[課税標準額の計算] (1) 第一種 $900,000 + 9,007,400 = 9,907,400$ 円 ㉔ (2) 第二種 $45,934,251 - 7,740,700 = 38,193,551$ 円 ㉑ (3) 第六種 $1,800,000 + 36,000 = 1,836,000$ 円 ㉑ (4) $(1) + (2) + (3) = 49,936,951$ 円 (5) $(3) \times 100/108 = 46,237,917 \rightarrow 46,237,000$ 円 (千円未満切捨)
課税標準額に 対する消費税額	2,912,931円	[課税標準額に対する消費税額の計算] ㉑ $46,237,000 \times 6.3\% = 2,912,931$ 円

H30.4/1~H31.3/31

不課税売上	非課税売上	免税売上	課 税 売 上	
XXXXXXXXXX	居住用家賃 <u>6,360,000</u>	<u>7,740,700</u>	第一種 卸売業 (90%) 事業者へ 900,000 事業者へ 9,007,400 <u>9,907,400</u>	第六種 不動産業 (40%) 設計事務所 1,800,000 駐輪場代 36,000 <u>1,836,000</u>
			第二種 小売業 (80%) 消費者へ 45,934,251 輸物販売場 $\Delta 7,740,700$ <u>38,193,551</u>	売上値引・戻り 第二種 $\Delta 146,880$

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等

区 分	金 額	計 算 過 程
課税売上割合 <small>簡易課税制度の適用有を選択した場合には記載の必要はない</small>	円	
控除対象仕入税額	2,381,281円	<p>[控除対象仕入税額の計算]</p> <p>(1) 業種別課税売上高 後から判定で使用するのので、この段階で計算しておきます。</p> <p>① 第一種 9,907,400 × 100/108 = 9,173,518円</p> <p>② 第二種 38,193,551 × 100/108 = 35,364,399円</p> <p>③ 第六種 1,836,000 × 100/108 = 1,700,000円</p> <p>④ ① + ② + ③ = 46,237,917円</p> <p>(2) 業種別消費税額 みなし仕入率を計算するために、すぐに使用する金額です。</p> <p>① 第一種 9,907,400 × 6.3/108 = 577,931円</p> <p>② 第二種 38,193,551 × 6.3/108 - 146,880 × 6.3/108 = 2,219,389円</p> <p>③ 第六種 1,836,000 × 6.3/108 = 107,100円</p> <p>④ ① + ② = 2,904,420円</p> <p>(3) 基礎となる消費税額 上の(2)は使用しません。</p> <p>① 課税標準額に対する消費税額 2,912,931円</p> <p>② 売上返還等に係る消費税額 146,880 × 6.3/108 = 8,568円</p> <p>③ ① - ② = 2,904,363円 ㊷</p> <p>(4) 原則法による計算 ㊸</p> <p>① みなし仕入率 分子分母ともに上の(2)を使用します。</p> $\frac{577,931 \times 90\% + 2,219,389 \times 80\% + 107,100 \times 40\%}{(2)} = \frac{2,338,488}{2,904,420}$ <p>② 仕入税額</p> <p>(3) × (4)① = 2,338,442円</p>



Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等 (続き)

区 分	金 額	計 算 過 程
		<p>(5) 特例法 (第二種のみ選択) による計算 ㊦</p> <p>① 判定 上の(1)を使用します。</p> $\frac{(1)②}{(1)④} = \frac{35,228,399}{46,101,917} = 0.764 \dots \geq 75\% \quad \therefore \text{適用あり}$ <p>② みなし仕入率 80%</p> <p>③ 仕入税額</p> $\text{(3)} \times \text{(5)②} = 2,323,490\text{円}$ <p>(6) 特例法 (第一種及び第二種を選択 ※) による計算 ㊧</p> <p>① 判定 上の(1)を使用します。</p> $\frac{(1)① + (1)②}{(1)④} = \frac{44,401,917}{46,101,917} = 0.963 \dots \geq 75\% \quad \therefore \text{適用あり}$ <p>② みなし仕入率</p> $\frac{(2)① \times 90\% + ((2)④ - (2)①) \times 80\%}{(2)④} = \frac{2,381,328}{2,904,420}$ <p>③ 仕入税額</p> $\text{(3)} \times \text{(6)②} = 2,381,281\text{円}$ <p style="color: red;">※ 2業種を選択する場合は、当該組合せが明らかに有利。</p> <p>(7) 判定 ㊦</p> <p>(6) > (4) > (5) \therefore 2,381,281円</p>

基礎となる消費税額		納付税額の計算																																			
$(㊦ + ㊧ - ㊨)$	×	みなし仕入率	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">控除対象仕入税額</td> <td rowspan="3">課税標準額に対する 消費税額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">原則と特例の有利選択</td> </tr> <tr> <td>2,904,363</td> <td>特例Ⅱ</td> </tr> <tr> <td colspan="2">= 2,381,281</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">売上返還等に係る消費税額</td> <td>8,568 ㊩</td> </tr> <tr> <td colspan="2">貸倒れに係る消費税</td> <td>0 ㊪</td> </tr> <tr> <td colspan="2">差引税額</td> <td>中間納付</td> </tr> <tr> <td>523,082</td> <td></td> <td>260,100</td> </tr> <tr> <td>→ 523,000</td> <td></td> <td>納付税額</td> </tr> <tr> <td>(百円未満切捨)</td> <td></td> <td>262,900</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>貸倒回収に係る消費税額</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>0 ㊫</td> </tr> </table>	控除対象仕入税額		課税標準額に対する 消費税額	原則と特例の有利選択		2,904,363	特例Ⅱ	= 2,381,281			売上返還等に係る消費税額		8,568 ㊩	貸倒れに係る消費税		0 ㊪	差引税額		中間納付	523,082		260,100	→ 523,000		納付税額	(百円未満切捨)		262,900			貸倒回収に係る消費税額			0 ㊫
控除対象仕入税額		課税標準額に対する 消費税額																																			
原則と特例の有利選択																																					
2,904,363	特例Ⅱ																																				
= 2,381,281																																					
売上返還等に係る消費税額		8,568 ㊩																																			
貸倒れに係る消費税		0 ㊪																																			
差引税額		中間納付																																			
523,082		260,100																																			
→ 523,000		納付税額																																			
(百円未満切捨)		262,900																																			
		貸倒回収に係る消費税額																																			
		0 ㊫																																			
2,904,363	×	原則法 $\frac{2,338,488}{2,904,420}$																																			
2,904,363	×	特例Ⅰ 80%																																			
2,904,363	×	特例Ⅱ $\frac{2,381,329}{2,904,420}$																																			

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等（続き）

区 分	金 額	計 算 過 程
売上の返還等対価に係る税額	8,568円	[売上の返還等対価に係る消費税額の計算] $146,880 \times 6.3/108 = 8,568円$
控除税額小計	2,389,849円	[控除税額小計の計算] $2,381,281 + 8,568 = 2,389,849円$

Ⅳ 差引税額又は控除不足還付税額の計算 ①

区 分	金 額	計 算 過 程
差引税額	523,000円	[差引税額又は控除不足還付税額の計算] $2,912,931 - 2,389,849 = 523,082 \rightarrow 523,000円$ (百円未満切捨)
控除不足還付税額	0円	

Ⅴ 中間納付税額の計算 ②

区 分	金 額	計 算 過 程
中間納付税額	260,100円	[中間納付税額の計算] (1) 一月中間申告 $\frac{520,200}{12} = 43,350円 \leq 4,000,000円 \quad \therefore \text{適用なし}$ (2) 三月中間申告 $\frac{520,200}{12} \times 3 = 130,050円 \leq 1,000,000円 \quad \therefore \text{適用なし}$ (3) 六月中間申告 ① 判定 $\frac{520,200}{12} \times 6 = 260,100円 > 240,000円 \quad \therefore \text{適用あり}$ ② 中間納付税額 260,100円（百円未満切捨）

Ⅵ 納付税額又は中間納付還付税額の計算 ①

区 分	金 額	計 算 過 程
納付税額	262,900円	[納付税額又は中間納付還付税額の計算] $523,000 - 260,100 = 262,900円$
中間納付還付税額	0円	

問2 (30点)

I 納税義務の有無の判定及び簡易化税制度適用の有無の判定

区分	金額	計算過程
基準期間の課税売上高	2,543,457,840 ② 円	<p>[納税義務の有無の判定] (3点) (単位:円)</p> <p>(1) 課税売上 2,733,132,984 - 155,375,174 - 34,299,970 = 2,543,457,840円</p> <p>(2) 免税売上 34,299,970円</p> <p>(3) 対価の返還等 509,112円</p> <p>(4) $(1) \times \frac{100}{108} + (2) - (3) \times \frac{100}{108} = 2,388,882,125 > 10,000,000$円 ∴ 納税義務あり</p> <p>※ 前々事業年度の特定課税仕入 1,100,000円は、基準期間の課税売上高に含めない(基通1-4-2 注4)。 ①</p>

H28.4/21~H29.3/31

不課税売上	非課税売上	免税売上	課税売上
 	155,375,174	34,299,970	商品売上 2,733,132,984 非課税売上 △155,375,174 免税売上 △34,299,970 2,543,457,840
			売上値引 △509,112

II 課税標準額に対する消費税額の計算

区分	金額	計算過程
課税標準額	2,196,444,000 円	<p>[課税標準額の計算] (4点)</p> <p>(1) 課税売上 2,340,952,000 + 30,000,000 = 2,370,952,000円 ①</p> <p>(2) 特定課税仕入 1,118,800円 ①</p> <p>(3) $(1) \times 100/108 + (2) = 2,196,444,725 \rightarrow 2,196,444,000$円 ① (千円未満切捨)</p>
課税標準額に対する消費税額	138,375,972円	<p>[課税標準額に対する消費税額の計算] ①</p> <p>$2,196,444,000 \times 6.3\% = 138,375,972$円</p>

H30.4/1~H31.3/31

不課税売上	非課税売上	免税売上	課税売上
盗難保険金 380,200	受取利息(国内) 142,530	輸出売上 11,353,100	国内売上 2,340,952,000
障害者雇用 1,200,000	受取社債利息 900,000	輸出物品販売場 40,859,900	建物売却 30,000,000
	投資信託収益分配金 750,000	52,213,000	2,370,952,000
	有証売却 20,800,000 × 5%		売上値引 △487,404
	受取社宅家賃 4,699,200	非課税資産の輸出等	特定課税仕入 1,118,800
	敷地利用料 2,250	外貨利息 18,300	
	社債償還差損 △300,000		
	土地売却 120,000,000		
	127,233,980		

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等

区 分	金 額	計 算 過 程
課税売上割合	2,247,105,925 2,374,339,905	<p>〔課税売上割合の計算〕 (6点)</p> <p>(1) 課税売上高 ①</p> <p>① 2,370,952,000 × 100/108 = 2,195,325,925円</p> <p>② 487,404 × 100/108 = 451,300円</p> <p>③ ① - ② = 2,194,874,625</p> <p>(2) 免税売上高 ①</p> <p>11,353,100 + 40,859,900 = 52,213,000円</p> <p>(3) 判定</p> <p>(1) + (2) = 2,247,087,625 > 500,000,000円 ①</p> <p>∴ 仕入税額は按分計算が必要</p> <p>(4) 非課税資産の輸出等 ①</p> <p>外貨建預金に係る受取利息 18,300円</p> <p>(5) 非課税売上高 ①</p> <p>142,530 + 900,000 + 750,000 + 20,800,000 × 5% + 4,699,200 + 2,250 - 300,000 + 120,000,000 = 127,233,980円</p> <p>(6) 課税売上割合 ①</p> $\frac{(3) + (4)}{(3) + (4) + (5)} = \frac{2,247,105,925}{2,374,339,905} = 0.94641 \dots < 95\%$

H30.4/1~H31.3/31

不課税売上	非課税売上	免税売上	課税売上
盗難保険金 380,200	受取利息(国内) 142,530	輸出売上 11,353,100	国内売上 2,340,952,000
障害者雇用 1,200,000	受取社債利息 900,000	輸出物品販売場 40,859,900	建物売却 30,000,000
	投資信託収益分配金 750,000	52,213,000 (2)	① 2,370,952,000
	有証券売却 20,800,000 × 5%	非課税資産の輸出等	② 売上値引 △ 487,404
	受取社宅家賃 4,699,200	外貨利息 18,300 (4)	特定課税仕入 1,118,800
	敷地利用料 2,250		
	社債償還差損 △ 300,000		
	土地売却 120,000,000		
	(5) 127,233,980		

〔課税売上割合の計算〕

(6) 課税売上割合 = $\frac{(3) + (4)}{(3) + (4) + (5)}$

$$= \frac{2,247,105,925 + 18,300}{2,374,339,905 + 18,300 + 127,233,980}$$

分子

$$= \frac{2,247,105,925}{2,374,339,905} = 0.94641 \dots < 95\%$$

(3)が5億円超のため、仕入税額は按分計算が必要

(6)が95%未満のため、

税抜き本体 (当年度)

課税売上高の返還等(税抜) ② × 100/108 = 451,300	課税売上高 (税抜) ① × 100/108 = 2,195,325,925
免税売上高の返還等 0	免税売上高 (2) 52,213,000
(3) 貸借差引 2,247,087,625	非課税資産の輸出等 (4) 18,300
	非課税資産の輸出等 (4) 18,300

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等（続き）

区 分	金 額	計 算 過 程
控除対象仕入税額	105,647,151円	<p>〔課税仕入れ等の税額の計算〕（6点）</p> <p>(1) 区分経理及び税額 ㊦</p> <p>① 課税資産の譲渡等によりのみ要するもの</p> <p>イ 課税仕入れ（国内）</p> <p>1,080,262,000 + 26,880,000 + 864,000 + 400,000 + 1,296,000 + 2,673,000 + 21,713,000 - 604,800 + 7,358,000 + 410,000 + 300,000 + 9,806,000 + 25,716,000 + 506,000,000 + 19,440,000 + 25,800,000 - 10,000,000 + 3,358,800 + 2,150,000 + 1,922,000 + 24,876,000 = 1,750,620,000円</p> <p>1,750,620,000 × 6.3/108 = 102,119,500円</p> <p>ロ 課税貨物に係る消費税</p> <p>787,500円</p> <p>ハ 特定課税仕入</p> <p>1,118,800円</p> <p>1,118,800 × 6.3/100 = 70,484円</p> <p>ニ 仕入返還等</p> <p>969,192円</p> <p>969,192 × 6.3/108 = 56,536円</p> <p>ホ イ + ロ + ハ - ニ = 102,920,948円</p>

課税仕入以外	課税仕入合計		
	課税売上に対応	非課税売上に対応	共通対応
法定福利費	商品仕入 1,080,262,000	転居費用 300,000	社宅清掃費用 388,800
祝い金及び香典	通勤手当 26,880,000	通信費 9,806,000	× 6.3/108 = 22,680②
国外発送料	健康診断費用 864,000	水道光熱費 25,716,000	通勤手当 3,360,000
商品券購入	弁当購入 400,000	店舗等家賃 506,000,000	健康診断費用 50,000
プライベートカード購入	商品広告 1,296,000	保税地域 19,440,000	健康診断費用 108,000
車いす購入	其他広告 2,673,000	販売促進費 25,800,000	其他福利費 1,188,000
支払利息	荷造運送費 21,713,000	プリカ購入 △10,000,000	接待交際費 7,332,000
	国外発送料 △604,800	研修費 3,358,800	ゴルフ利用税 △18,000
	イベント旅費 7,358,000	搬送車両リース 2,150,000	其他旅費 5,577,000
	イベント日当 410,000	商品出品料 1,922,000	通信費 714,000
		外注費 24,876,000	水道光熱費 1,032,000
		1,750,620,000	本社家賃 10,368,000
		× 6.3/108 = 102,119,500 イ	研修費 1,134,000
	輸入引取税 787,500 ロ		役員車両リース 504,360
	特定課税仕入 1,118,800 × 6.3/100 = 70,484 ハ		消耗品費 8,500,000
	仕入値引 △969,192 × 6.3/108 = 56,536 ニ		車いす購入 △38,000
			他手数料 2,201,200
			雑費 2,366,200
			仲介手数料 5,002,560
			49,381,120
			× 6.3/108 = 2,880,565③

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等 (続き)

区 分	金 額	計 算 過 程
		② その他の資産の譲渡等によりのみ要するもの $388,800$ $388,800 \times 6.3/108 = 22,680$ 円
		③ 共通して要するもの $3,360,000 + 50,000 + 108,000 + 1,188,000 + 7,332,000 - 18,000$ $+ 5,577,000 + 714,000 + 1,032,000 + 10,368,000 + 1,134,000$ $+ 504,360 + 8,500,000 - 38,000 + 2,201,200 = 49,381,120$ $49,381,120 \times 6.3/108 = 2,880,565$ 円
		④ 合 計 イ 課税仕入等 $(1,750,620,000 + 388,800 + 49,381,120) \times 6.3/108$ $+ 787,500 + 70,484 = 105,880,729$ 円 ロ 仕入返還等 $56,536$ 円
		(2) 個別対応方式 ㊦ $(1)①$ ホ $102,920,948 + (1)③$ $2,880,565 \times \frac{2,247,105,925}{2,374,339,905}$ $= 105,647,151$ 円
		(3) 一括比例配分方式 ㊦ $(1)④$ イ $105,880,729 \times \frac{2,247,105,925}{2,374,339,905}$ $- (1)④$ ロ $56,536 \times \frac{2,247,105,925}{2,374,339,905} = 100,153,382$ 円
		(4) (2) > (3) ∴ $105,647,151$ 円

課税仕入以外	課税仕入合計		
	課税売上に対応	非課税売上に対応	共通対応
法定福利費等	<u>1,750,620,000</u>	<u>388,800</u>	<u>49,381,120</u>
	輸入引取税 <u>787,500</u>		
	特定課税仕入 <u>1,118,800</u> × 6.3/100 = 70,484		
	仕入値引 <u>△969,192</u> × 6.3/108 = 56,536		

仕入税額

課税売上に対応	$1,750,620,000 \times 6.3/108$
輸入引取消費税	787,500
特定課税仕入	$1,118,800 \times 6.3/100$
仕入値引	$\triangle 969,192 \times 6.3/108$
非課税売上に対応	$1,750,620,000 \times 6.3/108$
共通対応	$1,750,620,000 \times 6.3/108$

個別対応方式

(1)①ホ	105,647,151
共通対応(1)③	$2,880,565 \times$ 課税売上割合
課税売上割合	

一括比例配分方式

(1)④イ	105,880,729	×課税売上割合
仕入値引(1)④ロ	$\triangle 56,536$	×課税売上割合
課税売上割合		

Ⅲ 仕入れに係る消費税額の計算等（続き）

区 分	金 額	計 算 過 程
売上げの返還等 対価に係る税額	28,431円	〔売上げの返還等対価に係る消費税額の計算〕 ㉒ $487,404 \times 6.3/108 = 28,431$ 円
控除税額小計	105,675,582円	〔控除税額小計の計算〕 $105,647,151 + 28,431 = 105,675,582$ 円

Ⅳ 差引税額又は控除不足還付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
差引税額	32,700,300円	〔差引税額又は控除不足還付税額の計算〕 ㉒ $138,375,972 - 105,675,582 = 32,700,390 \rightarrow 32,700,300$ 円 (百未満切捨)
控除不足還付税額	0円	

Ⅴ 中間納付税額の計算 ㉒

区 分	金 額	計 算 過 程
中間納付税額	260,100円	〔中間納付税額の計算〕 (1) 一月中間申告 $\frac{33,390,000}{12} = 2,782,500$ 円 $\leq 4,000,000$ 円 \therefore 適用なし (2) 三月中間申告 ① 判定 $\frac{33,390,000}{12} \times 3 = 8,347,500$ 円 $> 1,000,000$ 円 \therefore 適用あり (百円未満切捨) ② 中間納付税額 $8,347,500 \times 3$ 回 = 25,042,500円

Ⅵ 納付税額又は中間納付還付税額の計算

区 分	金 額	計 算 過 程
納付税額	7,657,800円	〔納付税額又は中間納付還付税額の計算〕 ㉒ $32,700,300 - 25,042,500 = 7,657,800$
中間納付還付税額	0円	

納付税額（消費税部分）

控除対象仕入税額（個別対応方式）	105,647,151	課税標準額に対する消費税額 (千円未満切捨) $2,196,444,000 \times 6.3\%$ $= 138,375,972$	
売上返還等に係る消費税額	28,431		
貸倒れに係る消費税額	0		
差引税額（百円未満切捨）	32,700,390 $\rightarrow 32,700,300$	中間 25,042,500 ----- 納付税額 7,657,800	控除過大消費税額（貸倒回収） 0